

国保だより

No.59

被保険者証が新しくなります

国保加入者の皆さんが、現在使われている被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日からは新しい被保険者証を使用していただくこととなります。

新しい被保険者証は、9月末日までに加入者の皆さんに郵送しますので、内容等のご確認をお願いします。また、使用できなくなる古い被保険者証は回収しますので、直接役場住民福祉課・国保年金係に届けていただくか、新しい被保険者証を郵送した際に同封していただきます。新しい被保険者証を郵送した際には同封していただきます。新しい被保険者証を郵送した際には同封していただきます。新しい被保険者証を郵送した際には同封していただきます。



一般被保険者証は空色
退職被保険者証はピンク色

学遠の被保険者証も変わります

学生の方と仕事などで家から離れた場所に滞在している方には、特別被保険者証を交付しています。この被保険者証も同じく有効期限が切れま

すので、家族の被保険者証と一緒にお返しください。なお、引続き特別被保険者証が必要な方は、新たに申請していただくこととなりますので、早めに国保年金係の窓口で、手続きをお願いいたします。

手続きに必要なもの

- 〔遠隔者〕
印鑑、被保険者証
- 〔修学中の方〕
印鑑、被保険者証（旧学被保険者証と新旧の親元の被保険者証）、在学証明書（学生証の写しで可）

今年4月以降に申請した方は、在学証明書の提出の必要はありません。また、更新の手続きをされない場合でも古い被保険者証は、ご家庭の被保険者証と一緒にお返しください。



被保険者証は大切に保管してください

被保険者証は医療機関にかかるとき必ず必要となります。大切に保管し、次のことに注意してください。

- ・被保険者証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。
- ・被保険者証が破れたり、紛失した場合は、再交付の申請をしてください。
- ・社会保険等への加入や転出により、資格がなくなつた場合には、その時点から使用できませんので、早めに被保険者証の返却と喪失届を提出してください。（届出が遅れると、かかった医療費を返還していただくともあります。）

70歳以上の方は

70歳以上（老人保健加入者を除く）の方は、「高齢者受給者証」が必要となります。医療を受ける際に、被保険者証の他に必要となります。該当の方には、随時お届けしています。

入院時の食事療養費軽減制度認定手続き

国保加入者が病院等に入院した場合、入院時の食事は食事負担金として支払いますが、この本人負担額を軽減する制度があります。この制度の該当となるのは、住民税が非課税世帯になつている方で、該当される方で入院をされる場合は、事前に国保年金係まで認定の申請をしてください。

【お問い合わせ】

住民福祉課国保年金係

62・9111

(有)9111